

【概要版】沖縄市新型インフルエンザ等対策行動計画

第1部 計画の策定と改定

沖縄市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、市行動計画）は、新型インフルエンザ等をはじめとする新たな感染症危機への対策に関する基本的な方針や実施する措置、関係機関の役割等をあらかじめ定めたものである。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国、都道府県及び市町村には計画の作成が義務付けられており、令和6年7月に改定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び令和7年3月に改定された「沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画」に合わせ全面改定する。

●新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象となる新型インフルエンザ等は以下のとおりである。

- ①**新型インフルエンザ等感染症**（新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型新型コロナウイルス感染症）
- ②**指定感染症**⇒当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延の恐れのあるもの。
- ③**新感染症** ⇒全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限定。

第2部 基本的な方針等

(1) 計画の目的

・新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2つの主たる目的を掲げている。

「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること。」 **「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小になるようにすること。」**

(2) 計画改定の考え方

・新型インフルエンザ等の発生状況は不確定要素が大きいため、その対策は発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。

・市行動計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す。

(3) 各論の構成変更と対策項目の拡充

・これまでの発生期ごと項目別記載から、項目ごと発生期別記載へ変更

・対策項目を7項目に拡充

・発生期を3段階（準備期、初動期、対応期）に変更。

対策項目

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤保健
- ⑥物資
- ⑦市民生活及び経済の安定の確保

準備期

新型インフルエンザ等の発生前（平時）に、予防や事前準備などの備えに取り組む期間。

初動期

新型インフルエンザ等の可能性がある感染症を探知して以降、国が発生を公表し、特措法に基づく市対策本部を設置するなど、初動対応に当たる期間。

対応期

国の基本的対処方針等に基づく対策を講じ、特措法によらない基本的な感染症対策に移行するまでの期間。

(4) 平時の準備の充実

- ・実効性のある訓練を定期的実施。
- ・国と県との連携体制・ネットワークの構築

(5) 見直し時期

- ・概ね6年ごとに検討される政府行動計画の見直し等の動向及び県の動向を踏まえ、市行動計画の改定を検討する。

第3部 各論7項目の概要

項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ●実践的な訓練の実施及び必要な人員確保と人材育成を行う。 ●国、県等との情報共有及び連携体制を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市対策本部を設置することを検討し、機動的かつ効果的な対策を実施するための全庁的な対応を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●実施体制を持続可能なものとし、状況に応じ柔軟かつ機動的に体制を整備する。
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ●市民が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行うとともに可能な限り双方のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションの体制を整備する。 ●市と県との間における情報提供・共有体制を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民に対し必要な情報提供・共有を行うとともに市民からの相談に応じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民に対する情報提供・共有の体制を強化する。
③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ●まん延防止に関する基本的な感染対策の普及及び理解促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●業務継続計画に基づく対応の準備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民へ基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク等の取組を勧奨する。
④ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチンの接種に必要な資材確保及び接種体制の構築の準備、予防接種業務に関するDX（デジタルトランスフォーメーション）化等を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチン接種を行う医療従事者や必要な資材等を確保する。 ●接種体制の構築を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチンや必要な資材を供給する。 ●初動期に構築した接種体制に基づく接種を行う。
⑤保健			<ul style="list-style-type: none"> ●県が実施する健康観察に協力する。 ●県の実施する当該患者や濃厚接触者への必要なサービスの提供や物品の支給等に協力する。
⑥物資	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策物資等を備蓄するとともに定期的に備蓄状況等を確認する。 ●国及び県からの要請を受けて救急隊員等搬送従業者のための個人防護具の備蓄を進める。 		
⑦市民生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●情報共有体制の整備や行政手続きのDX化を推進するとともに市民等に対し、衛生用品や生活必需品等の備蓄を勧奨する。 ●高齢者、障害者等の要配慮者の把握及び要配慮者への生活支援の具体的手続きを準備する。 ●火葬の適切な実施に関し関係機関と調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者に対し、事業継続に向けた準備等の勧奨を行う。 ●火葬能力の限界を超える事態に備え一時的な遺体安置施設などを準備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●まん延防止措置により生じ得る心身への影響に関する施策を講ずる。 ●要配慮者等の生活支援を要する者への支援を行う。 ●教育及び学びの継続に関する取り組み等の必要な支援を行う。 ●必要に応じ生活関連物資等の需給や価格の安定等にかかる適切な措置を講ずる。 ●埋葬・火葬に係る必要な特例措置を講ずる。 ●事業者支援に必要な財政上の措置や、水の安定供給のために必要な措置を講ずる。